「独立行政法人国立病院機構契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】 独立行政法人国立病院機構 本 部 業 務 監 査 室 (契約監視委員会事務局) 電話03-5712-5147

第1回独立行政法人国立病院機構契約監視委員会が、平成21年12月25日(金)に、国立 病院機構本部2階大会議室において開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成21年12月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第1回 独立行政法人国立病院機構契約監視委員会 (概要)

開催日及び場所	平成21年12月25日(金)国立病院機構本部2階大会議室		
委員(敬称略)	梅田次郎(株式会社日本能率協会コンサルティング・行政経営アドバイザー)		
	寺尾仁之 (公認会計士)		
	中村彰吾(社団法人病院管理研究協会常任理事)		
	小野高史(監事)		
	山口正隆(監事)		
審議対象	「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣		
	議決定)における閣議決定3. (1)及び3. (2)		
	※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者		
	応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締		
	結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約を		
	いう。		
	閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競		
	争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度		
	末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。		
議事概要	冒頭、事務局から以下の説明を行い、了承を得た。		
	〇契約監視委員会の設置について		
	・「国立病院機構契約監視委員会設置要綱」の確認		
	〇点検・見直しの審議について ・国立病院機構の概要、契約状況、随意契約の見直しに関するこれまでの取り 組み状況の説明		
	・委員会における審議方法		
	(点検・見直しにおける体制)		
	当機構は、全国に経理責任者を151名(病院144名、本部1名、ブ		
	ロック事務所6名)配置している。契約は各経理責任者毎に行っているた		
	め、点検・見直しの内容は、各病院→所管のブロック事務所→本部の順で		
	取りまとめ、契約監視委員会に諮ることとする。		
	また、審議対象となる契約は、閣議決定3. (1)関係で合計4,470件、		

閣議決定3.(2)関係で合計約3,000件と件数が多いことから、契約種別毎に類型化し、効率的に審議が行えるよう準備する。

(審議方法)

閣議決定3.(2)の平成21年度末までに契約締結が予定されている案件の関係については、契約監視委員会による事前点検を行うこととなるが、 既に公告等契約手続きを行っている場合などについては、事後点検となる。

・今後のスケジュール

(委員会開催日程)

第2回1月27日(水)、第3回2月10日(水)、第4回2月24日(水)

委員からの意見・質問に対する本部担当部署の回答等			
意見•質問	回答		
着眼点として、随意契約を競争契約に	競争性が高まれば、その結果コストが		
することにより、コスト削減を図ること	下がる可能性が高いので、そのような目		
があるのではないのか。	標と考えられる。 また、競争性の確保に		
	加え、透明性の確保も重要な目標と考え		
	ている		
資料に総務省が示した競争性のない随	「放射性医薬品」や「保存血液等」の購入		
意契約によらざるを得ない場合の事由別	など、物品の納入を行える者が法律の仕		
区分表が添付されているが、その他、国	組みに基づき唯一の法人に限られるもの		
立病院機構における競争性のない随意契	等が該当する。		
約によらざるを得ない独自の事由として			
、どのようなものが存在するか。			